

調停の成立について

本市が熊本簡易裁判所に対して申し立てた債務不存在確認請求調停申立事件について、次のとおり調停を成立させる。

熊本市長 大西 一 史

1 相手方

熊本市北区在住の者

2 事件名

平成30年(交)第10号 債務不存在確認請求調停申立事件

3 主な申立内容

平成27年12月16日発生の公用車による交通事故について、市が相手方に対して負う損害賠償債務の額は、既払金を除く金990,080円を超えては存在しないことを確認する。

4 調停条項

- (1) 市は、相手方に対し、本件解決金として既払金を除くほか金200万円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、相手方に対し、前号の金員を、平成31年1月31日限り、相手方指定の銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、市の負担とする。
- (3) 市は、相手方に対し、市の職員の過失によって本件事故が発生し、相手方に損害を与えたことについて、改めて謝罪の意思を表明する。
- (4) 市と相手方は、本件に関し、市と相手方との間には本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 調停費用は、各自の負担とする。

(提出理由)

本市が熊本簡易裁判所に対して申し立てた債務不存在確認請求調停申立事件について、調停を成立させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。